

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
(案)

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(昭和63年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

5 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例の適用を受けることとなったもののうち、移譲日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和63年神奈川県条例第7号)第2条第1項の規定により派遣された職員は、この条例第3条第1項に規定する派遣職員とみなして、この条例第6条の規定を適用する。

附則第6項を削る。

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（川崎市旅費支給条例の一部改正）

第3条 川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の付表を次のように改める。

行政職給料表（1）の各級に相当する職務の級

等級	行政職 給料表 （1）	行政職 給料表 （2）	医療職 給料表 （1）	医療職 給料表 （2）	大学教 育職給 料表	高等学 校教育 職給料 表	義務教 育諸学 校教育 職給料 表	消防職 給料表
1	8級		5級		4級（ 学長に 限る。 ）			8級
2	7級		4級	7級				7級
3	6級		3級	6級	4級（	5級	5級	6級

	5 級			5 級	学長を 除く。) 3 級	4 級	4 級	5 級
4	4 級以 下の級	4 級以 下の級	2 級以 下の級	4 級以 下の級	2 級以 下の級	3 級以 下の級	3 級以 下の級	4 級以 下の級

(川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 4 条 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(昭和 4 6 年川崎市条例第 5 9 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

第 1 条中「川崎市立高等学校（以下「市立高等学校」を「川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」に改める。

第 2 条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第 3 条第 1 項中「市立高等学校」を「市立学校」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「市立高等学校」を「市立学校」に改め、同項第 4 号中「生徒」の次に「、児童又は幼児」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年3月29日条例第1号</p> <p>(第1条 略) (職員の派遣)</p>	<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年3月29日条例第1号</p> <p>(第1条 略) (職員の派遣)</p>
<p>第2条 任命権者は、川崎市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関 (2) 外国政府の機関 (3) 我が国が加盟している国際機関 (4) 外国の学校、研究所又は病院であって、前各号に該当しないもの (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則で定めるもの</p>	<p>第2条 任命権者は、川崎市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関 (2) 外国政府の機関 (3) 我が国が加盟している国際機関 (4) 外国の学校、研究所又は病院であって、前各号に該当しないもの (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則で定めるもの</p>
<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。） (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。） (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する</p>

改正後	改正前
<p>条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 （派遣期間の更新等）</p>	<p>条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 （派遣期間の更新等）</p>
<p>第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。</p> <p>2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなるとき、及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。</p> <p>（第4条～第5条 略） （派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例の特例）</p>	<p>第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。</p> <p>2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなるとき、及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。</p> <p>（第4条～第5条 略） （派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例の特例）</p>
<p>第6条 派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）第5条第2項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>（第7条～第9条 略） 附 則（抄） （施行期日）</p>	<p>第6条 派遣職員に関する川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）第5条第2項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当支給条例第5条の4第1項及び第10条第1項第3号の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>（第7条～第9条 略） 附 則（抄） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>

改正後	改正前
<p>2 この条例施行の際、現に職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号。以下「職免条例」という。）第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されている職員であって、外国政府の機関（第2条第1項第2号に掲げる機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ、当該機関の業務に従事しているものは、この条例施行の日（以下「施行日」という。）に派遣職員となるものとする。</p> <p>3 前項の規定により派遣職員となるものとされた職員の派遣の期間は、施行日からこの条例施行の際当該職員が職務に専念する義務を免除されていた期間の終了が予定されていた日までの期間とする。</p> <p>4 附則第2項に規定する職員の前項に規定する期間における給与については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例施行の際、現に職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号。以下「職免条例」という。）第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されている職員であって、外国政府の機関（第2条第1項第2号に掲げる機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ、当該機関の業務に従事しているものは、この条例施行の日（以下「施行日」という。）に派遣職員となるものとする。</p> <p>3 前項の規定により派遣職員となるものとされた職員の派遣の期間は、施行日からこの条例施行の際当該職員が職務に専念する義務を免除されていた期間の終了が予定されていた日までの期間とする。</p> <p>4 附則第2項に規定する職員の前項に規定する期間における給与については、なお従前の例による。</p>
<p><u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）</u></p>	<p><u>（川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部改正）</u></p>
<p>5 <u>平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例の適用を受けることとなったもののうち、移譲日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第7号）第2条第1項の規定により派遣された職員は、この条例第3条第1項に規定する派遣職員とみなして、この条例第6条の規定を適用する。</u></p>	<p>5 <u>川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例（昭和42年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条中「による災害」の次に「（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第5条第1項の規定により派遣先の機関の業務が公務とみなされる場合における派遣先の当該業務条の災害又は通勤による災害（以下「派遣先の災害」という。）を含む。以下同じ。）」を加え、「法第2条第4項に定めるものをいう」を「法第2条第4項から同条第8項に定めるものをいう。ただし、派遣先の災害に対する補償に係る平均給与額については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額を定める省令（昭和62年自治省令第31号。以下「省令」という。）第1条及び第2条に定めるものをいう」に改める。</u></p> <p><u>第4条中「同条第7項まで」を「同条第8項まで並びに省令第1条から第2条まで」に改め、同条第2号中「発生が確定した日」の次に「（派遣先の災害にあっては、当該派遣の期間の初日）」を加える。</u></p>

改正後	改正前
(削る)	<p><u>第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(付加給付の調整)</u></p> <p><u>第9条 派遣先の災害に対し付加給付を実施する場合において、付加給付を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する付加給付に相当する補償を受けたときは、本市は、その価額の限度においてこの条例による付加給付を行わない。</u></p> <p><u>(川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>6 この条例の施行の際、現に職免条例第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されている職員であって、外国政府の機関の要請に応じ、当該機関の業務に従事しているもので、附則第2項の規定により施行日に派遣職員となるものとされた職員にあっては、前項の規定による改正後の川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例第4条第2号中「派遣の期間の初日」とあるのは、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号）の定めるところにより職務に専念する義務を免除されていた期間の初日」とする。</u></p>

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号</p> <p>(第1条～第14条 略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号</p> <p>(第1条～第14条 略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前									
○川崎市旅費支給条例 昭和22年8月20日条例第21号 (第1条～別表 略) 別表の付表								○川崎市旅費支給条例 昭和22年8月20日条例第21号 (第1条～別表 略) 別表の付表									
行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級								行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級									
等級	行政職給料表(1)	行政職給料表(2)	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	大学教 育職給 料表	高等学 校教育 職給料 表	義務教 育諸学 校教育 職給料 表	消防職 給料表	行政職給 料表(1)	行政職給 料表(2)	医療職給 料表(1)	医療職給 料表(2)	大学教育 職給料表	高等学校 教育職給 料表	消防職 給料表		
	1	8級		5級		4級(学 長に限 る。)		8級	1	8級		5級		4級(学 長に限 る。)	8級		
	2	7級		4級	7級			7級	2	7級		4級	7級		5級	7級	
	3	6級 5級		3級	6級 5級	4級(学 長を除 く。) 3級	5級 4級	5級 4級	6級 5級	3	6級 5級		3級	6級 5級	4級(学 長を除 く。) 3級	4級 5級	6級 5級
	4	4級以 下の級	4級以 下の級	2級以 下の級	4級以 下の級	2級以 下の級	3級以 下の級	3級以 下の級	4級以 下の級	4	4級以下 の級	4級以下 の級	2級以下 の級	4級以下 の級	2級以下 の級	3級以下 の級	4級以 下の級
(以下 略)								(以下 略)									

川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和46年12月24日条例第59号</p> <p style="text-align: center;"><u>川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）</u>の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 <u>市立学校</u>の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。）には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。（第4条～第5条 略）</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 <u>市立学校</u>の教育職員については、正規の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。以下この項において同</p>	<p style="text-align: right;">昭和46年12月24日条例第59号</p> <p style="text-align: center;"><u>川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>川崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）</u>の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 <u>市立高等学校</u>の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。）には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。（第4条～第5条 略）</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第6条 <u>市立高等学校</u>の教育職員については、正規の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第2条から第4条の3までの規定による勤務時間をいう。以下この項におい</p>

改正後	改正前
<p>じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等(同条例第7条第1項に規定する休日及び同条例第7条の2に規定する代休日をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 <u>市立学校</u>の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう配慮し、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>(3) 職員会議に関する業務</p> <p>(4) 非常災害の場合、生徒、<u>児童又は幼児</u>の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</p> <p>(以下 略)</p>	<p>て同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等(同条例第7条第1項に規定する休日及び同条例第7条の2に規定する代休日をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 <u>市立高等学校</u>の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう配慮し、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務</p> <p>(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務</p> <p>(3) 職員会議に関する業務</p> <p>(4) 非常災害の場合、生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</p> <p>(以下 略)</p>